

V 消費者啓発及び 組織化の推進



V 消費者啓発及び組織化の推進

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価
<p>1 消費者情報の提供</p> <p>(1) 消費者行政センターの情報の充実（経済労働局）</p> <p>① 「くらしの情報かわさき」の発行 日常的に必要な生活情報や消費生活相談事例など時宜を得た情報を提供するため、「くらしの情報かわさき」を定期的に発行する。 発行部数・回数 9,000部 6回</p> <p>② 相談月報の発行 毎月の消費生活相談件数・内容及び相談事例や時宜を得たアドバイス等を掲載し発行する。</p> <p>③ ポスター・リーフレット等の発行及び配布 消費生活相談件数の中でも多数を占めている若年者及び高齢者を主な対象として、チラシ、リーフレット、ポスター、啓発物を作成し、配布する。</p>	<p>1 消費者情報の提供</p> <p>(1) 消費者行政センターの情報の充実</p> <p>① 「くらしの情報かわさき」の発行 発行部数・回数 9,000部 6回 【特集記事】 5・6月号 消費者行政センターのご案内 7・8月号 夏野菜を食べて夏バテ予防！！ 9・10月号 ネット旅行取引のトラブル！！ 11・12月号 デジタルコンテンツの利用でトラブルに遭わないために 1・2月号 金銭教育とは？！ 3・4月号 リフォームシーズンに向けトラブルなく実施するためのポイント</p> <p>② 相談月報の発行 発行部数・回数 1,200部 12回</p> <p>③ ポスター・リーフレット等の発行及び配布 国民生活センター発行によるリーフレット、冊子等を購入、市独自発行のチラシ・ポスター、リーフレット、グッズ等を作成し、市の施設、学校、地域団体、町内会及び企業に配布した。 また、街頭キャンペーンなどで配布することにより被害の未然防止を呼びかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット <ul style="list-style-type: none"> 消費者行政センター紹介のしおり 12,000部 平成25年度消費者支援協定のご案内 1,200部 消費生活安心ガイド改訂版 100,000部 診断テスト 20,000部 ネコ型リーフレット <ul style="list-style-type: none"> 若者編・一般編 各10,000部 ・冊子類 <ul style="list-style-type: none"> 国民生活センター作成「くらしの豆知識」 136冊 ・啓発物 <ul style="list-style-type: none"> 啓発用ティッシュ 25,000個 クリアホルダーA4サイズ 3,000部 クリアホルダーA5サイズ 3,000部 啓発用シール 30,000部 ウインドブレーカー 50部 キャラクターパネル 9部 エコバック 2,500部 キャラクター着ぐるみ 1体 付箋 5,000部 マグネット 9,000部 通帳ホルダー 3,000部 	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価																
<p>④ 関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンに参加し、自治体の所管を越えた効果的な啓発に努める。</p> <p>⑤ 消費者行政センターのホームページによる消費生活情報の適宜発信を行い、アクセス件数の増加を図る。</p> <p>⑥ メールマガジン配信サービス「かわさき消費生活メールマガジン」による消費生活相談事例、消費生活関連情報を適宜配信し、登録者数の増加を図る。</p> <p>⑦ 川崎市消費者行政事業概要を発行し、区役所や図書館に配布するとともに、消費者行政センターのホームページでも公表する。</p> <p>⑧ 関係部局との連携を図り、情報提供の充実に努める。</p>	<p>④ 関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンに参加し、若者や高齢者対して被害の未然防止を呼び掛けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>高齢者向け</td> <td style="text-align: right;">1, 200部</td> </tr> <tr> <td>若者向け</td> <td style="text-align: right;">3, 100部</td> </tr> </table> ・ポスター <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>高齢者向け</td> <td style="text-align: right;">50部</td> </tr> <tr> <td>若者向け</td> <td style="text-align: right;">110部</td> </tr> </table> <p>⑤ 消費者行政センターのホームページに適宜情報を掲載した。</p> <p>⑥ 「かわさき消費生活メールマガジン」により、消費生活相談事例、消費生活関連情報を適宜配信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配信回数 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>定期配信（1ヶ月に1回）</td> <td style="text-align: right;">12回</td> </tr> <tr> <td>号外配信</td> <td style="text-align: right;">7回</td> </tr> </table> ・登録者数（3月1日現在） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>パソコン</td> <td style="text-align: right;">1, 073件</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td style="text-align: right;">2, 649件</td> </tr> </table> <p>⑦ 消費者行政事業概要を区役所や図書館、市内消費者団体等へ配布するとともに消費者行政センターホームページでも公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行部数 250部 <p>⑧ ・FM K-CITYと連携し、年間を通じて相談事例の紹介、講演会等の案内を実施した。 ・総務局（広報車）、交通局と連携し、音声による情報提供を実施した。 ・ラジオ日本、テレビ神奈川に出演し、相談事例の紹介等を行った。 ・シティセールス・広報室と連携し、JR川崎駅西口「河川情報表示版」で情報提供を実施した。 ・シティセールス・広報室と連携し、よしもとお笑いライブ、さいか屋ゆるキャラ祭での街頭キャンペーンを実施。また、専修大学、明治大学でも街頭キャンペーンを実施した。</p>	高齢者向け	1, 200部	若者向け	3, 100部	高齢者向け	50部	若者向け	110部	定期配信（1ヶ月に1回）	12回	号外配信	7回	パソコン	1, 073件	携帯	2, 649件	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>
高齢者向け	1, 200部																	
若者向け	3, 100部																	
高齢者向け	50部																	
若者向け	110部																	
定期配信（1ヶ月に1回）	12回																	
号外配信	7回																	
パソコン	1, 073件																	
携帯	2, 649件																	

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価
<p>⑨ 資料展示・閲覧コーナー 消費生活情報や消費者問題についての最新情報を自由に閲覧できるコーナーを消費者行政センターに常設し、資料（リーフレット、パンフレット等）の展示や図書やビデオ等閲覧、貸出を行う。また、インターネット閲覧用パソコンのオープン利用を実施する。</p> <p>⑩ 街頭キャンペーンの実施 駅頭や商店街を通行中の市民に対し、啓発物等を配布しながら悪質商法被害防止について呼びかける。</p> <p>⑪ きぐるみ啓発の実施 消費者行政センターオリジナルキャラクターのきぐるみがイベント等に参加し、悪質商法被害防止について呼びかける。</p> <p>⑫ 消費生活展の開催 市内で活動する消費者団体に、日頃の研究成果や活動内容の発表の場を提供するとともに、消費生活に関する知識の普及を図り、市民の消費生活の向上に資するため、消費生活展を実施する。</p> <p>⑬ 広告掲出等による啓発活動 映画館や川崎市が発行する冊子等への<u>広告掲出を行い、消費者ホットライン、センター窓口周知の他、悪質商法被害防止について呼びかける。</u></p>	<p>⑨ 資料展示・閲覧コーナー 消費者行政センターに資料展示・閲覧コーナーを常設し、消費生活に関連する図書やビデオ等の収集に努め、消費生活情報を提供できる体制を整備した。 また、インターネット閲覧用パソコンのオープン利用を実施した。</p> <p>⑩ 街頭キャンペーンの実施 業務委託等により、16回実施 ・実施場所（銀柳街、川崎駅前、等々力緑地、川崎地下街アゼリア、国際交流センター他）</p> <p>⑪ きぐるみ啓発の実施 消費者行政センターオリジナルキャラクターのきぐるみがイベント等に参加し、悪質商法被害防止について呼びかけた。 ・実施場所(明治大学、市民祭他計12回)</p> <p>⑫ 消費生活展の開催 日 時 平成25年10月6日(日) 会 場 川崎アゼリア地下街サンライト広場 参加団体 消費者団体 9団体</p> <p>⑬ 広告掲出等による啓発活動 <u>JR南武線窓上やバス車内広告など交通機関広告への掲出を行ったほか、映画館での啓発CM上映や、「備えるかわさき」、「市バスマップ」などの冊子へ広告掲出を行なった。</u></p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>
<p>(2) 食品の安全に関する情報（経済労働局）</p> <p>① 冊子「食生活と安全」の発行 食品の安全性に関する知識の普及のため冊子「食生活と安全」を発行する。</p> <p>② 食の安全知識普及事業の実施 <u>消費者に対して被災地食品に関する適切な情報を発信し、安全性についての正しい知識の啓発を行うため、消費者が多く集まる商店街のイベント等において、被災地の生産者による食の安全性を確保するための取組みの紹介や、放射能などの食に関するパネル展等を実施するとともに、被災地産品の販売を行う。</u> <u>実施期間 4月～3月（全15回）</u></p>	<p>(2) 食品の安全に関する情報</p> <p>① 冊子「食生活と安全」の発行 発行部数・回数 900部 1回</p> <p>② 食の安全知識普及事業の実施 <u>消費者に対して被災地食品に関する適切な情報を発信し、安全性についての正しい知識の啓発を行うため、消費者が多く集まる商店街のイベント等において、被災地の生産者による食の安全性を確保するための取組みの紹介や、放射能などの食に関するパネル展等を実施するとともに、被災地産品の販売を行った。</u> <u>実施期間 10月～11月（全15回）</u> 来場者数 約14,000人</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価
<p>(3) 食生活や栄養に関する情報(健康福祉局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の維持・増進のため、健全な食生活や栄養等に関する情報をリーフレット等で提供する。また、ホームページを開設し、情報提供を行う。 ・食育の日キャンペーンを実施する。 ・動画PR映像を活用した食育情報を提供する。 <p>(4) 消防に関する情報(消防局)</p> <p>① 火災予防広報業務</p> <p>春・秋の火災予防運動や各種予防行事の実施、防火ポスターの掲示、防火パンフレット、チラシ等を活用して火災予防を呼びかける。</p> <p>また、各消防署及びホームページにおいても火災予防広報を実施する。</p> <p>② 火災予防広聴業務</p> <p>火災予防業務全般、消防用設備等の設置、維持管理等についての相談業務を行う。</p> <p>③ 住宅防火対策の推進</p> <p>住宅用火災警報器の設置について、防火指導員制度や各消防署に設置している住宅用火災警報器設置対策連絡会等を活用し、普及啓発するとともに、住宅防火対策普及啓発資料等を配布する等、住宅火災による死者のより一層の低減を図る。</p> <p>また、防火訪問、防災物品の普及等住宅防火対策を積極的に推進する。</p> <p>④ 放火防止対策</p> <p>各消防署に設置した放火火災防止対策協議会を中心として、放火対策を検討し、地域ぐるみで放火防止を目指すとともに、市内の町内会、自治会にチラシ等を配布するなど各種広報媒体を活用した放火防止対策の推進を図る。</p>	<p>(3) 食生活や栄養に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市独自発行のリーフレットを作成、冊子等を購入し、各区役所保健福祉センター等で配布し、情報を提供した。 リーフレット類 8種類 計83,500部 冊子類 5種類 計10,158部 ・食育の日のキャンペーンを毎月19日に市内主要駅周辺等で実施。 ・動画PR映像を成人の日を祝うつどい等のイベントやまちビジョン等の街頭で放映した。 <p>(4) 消防に関する情報</p> <p>① 火災予防広報業務</p> <p>春・秋の火災予防運動や各種予防行事の実施、防火ポスターの掲示、防火パンフレット、チラシ等を活用して火災予防を呼びかけた。</p> <p>また、各消防署及びホームページにおいても火災予防広報を実施した。</p> <p>ポスター等 約42,800枚配布</p> <p>② 火災予防広聴業務</p> <p>火災予防業務全般、消防用設備等の設置、維持管理についての相談業務を行った。</p> <p>相談業務 約7,200件(約13,100人)</p> <p>③ 住宅防火対策の推進</p> <p>全ての住宅に義務付けられた住宅用火災警報器の設置について防火指導員制度等を活用し普及啓発をするとともに、住宅防火対策普及啓発資料等を配布する等、住宅火災による死者のより一層の低減を図った。</p> <p>④ 放火防止対策</p> <p>各消防署に設置された放火火災防止対策協議会を活用し、地域ぐるみで放火防止に取り組むとともに、市内の町内会、自治会にポスター等を配布するなど、各種広報媒体を活用し、放火防止対策の推進を図った。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価
<p>(5) 住宅に関する情報の提供（まちづくり局） 「住宅相談」、「マンション管理相談」の窓口において、住宅に関する行政のさまざまな助成制度などを紹介するほか、第三者の立場で専門家が各種法や制度を説明するなど、市民をトラブルから守るため適切なアドバイスを行う。</p> <p>また、住宅の瑕疵担保責任履行等の制度の普及を図るため、講習会やセミナーを開催する。</p> <p>① 住宅相談窓口</p> <p>○川崎市まちづくり公社ハウジングサロン（住宅相談）要事前予約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日 13：00～16：00 電話 211-7851（問合せ・予約） （マンション管理相談）要事前予約 ・毎週木曜日 10：00～16：00 電話 211-7851（問合せ・予約） <p>○川崎市住宅供給公社住まいの情報サロン（住宅相談）要事前予約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月、水、金曜日 13：00～16：00 電話 844-7306（問合せ・予約） （マンション管理相談）要事前予約 ・第2・第4火曜日※相談日が祝日に当たる場合は、翌週の火曜日を相談日とする。 13：00～16：00 電話 379-5334（問合せ・予約） <p>② アドバイザー派遣制度（派遣相談）</p> <p>○川崎市まちづくり公社ハウジングサロン（住宅相談）</p> <p>派遣相談 必要に応じて1回(3時間/回)まで 電話 211-7851（問合せ） （マンション管理相談）</p> <p>派遣相談 必要に応じて2回(3時間/回)まで 電話 211-7851（問合せ）</p> <p>○川崎市住宅供給公社住まいの情報サロン（住宅相談）</p> <p>派遣相談 必要に応じて1回(3時間/回)まで 電話 844-7306（問合せ） （マンション管理相談）</p> <p>派遣相談 必要に応じて2回(3時間/回)まで 電話 379-5334（問合せ・予約）</p>	<p>(5) 住宅に関する情報の提供</p> <p>① 川崎市まちづくり公社ハウジングサロン相談実績</p> <p>「住宅相談・耐震相談」 198件（うち現地相談9件）</p> <p>「マンション管理相談」 310件（うち現地相談20件）</p> <p>②川崎市住宅供給公社住まいの情報サロン相談実績</p> <p>「住宅相談・耐震相談」 168件（うち現地相談18件）</p> <p>「マンション管理相談」 45件（うち現地相談26件）</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価
<p>③ マンション管理基礎セミナー（2回実施/年） 分譲マンションの管理組合役員等に、区分所有建物の維持、保全に必要な情報を提供することにより、良好な住環境の形成を図ることを目的として開催。〔（一財）川崎市まちづくり公社主催〕</p> <p>④ 住まい・まちづくり講習会（2回実施/年） 長期優良住宅認定制度、住宅性能表示制度、低炭素住宅認定制度、住宅履歴情報、住宅税制など住宅に関する法や各種制度の情報について、事例を紹介しながら講演を行う。</p>	<p>③ マンション管理基礎セミナー 2回実施 第1回（7月13日 実施） 「相談事例からみたマンション管理運営の基礎」 参加者 108名</p> <p>第2回（2月2日実施） 「マンション管理に関する基礎知識 ～管理会社との付き合い方ほか～」 「管理会社との紛争とその対処法」 参加者 147名</p> <p>④ 住まい・まちづくり講習会 2回実施 第1回（9月21日実施） 第2回（2月15日実施）</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>
<p>2 消費者教育の推進</p> <p>(1) 川崎市消費者強調月間の実施（経済労働局） 本市の条例が施行された11月を「消費者強調月間」とし、各種行事を集中して実施する。 ・特別講演会の実施 ・街頭キャンペーンの実施</p> <p>(2) 生活設計推進（経済労働局） 生活設計の自主的な取り組みがますます必要となっている。そのため身近で分かりやすい金融情報を提供し、金融についての学習の支援を行う。</p>	<p>2 消費者教育の推進</p> <p>(1) 川崎市消費者強調月間の実施 各種の行事を開催した。 ・特別講演会（講演） 日時 11月7日（木） テーマ 「インターネット安全教室」 会場 てくのかわさき 参加者 49人 ・市バス車内、JR窓上への広告掲出 ・街頭キャンペーン 3回 ・着ぐるみキャンペーン 4回</p> <p>(2) 生活設計推進 生活設計・契約知識など金融情報普及のため、啓発用リーフレットの配布、「くらしのセミナー」の中で、高齢者向け消費者被害防止や老後を見据えた生活設計、ライフプランや資産形成、不動産売買等に係る金銭教育をテーマに設定し、学ぶ機会を提供した。</p>	<p>◎</p> <p>V</p> <p>5</p> <p>◎</p>

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価
<p>(3) 暮らしのセミナーの開催(経済労働局) 自主グループ、地域団体、学校、企業等による消費生活に関する学習会及び研修会に、講師を派遣する。また、他局との連携により、更に幅広く利用促進をはかる。</p>	<p>(3) 暮らしのセミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 122回 ・参加者 5,030人 ・主なテーマ別開催状況 資料編2(P52)参照 <ul style="list-style-type: none"> 悪質商法(落語) 46回 悪質商法 22回 葉の話 18回 など 	<p>◎ V 5</p>
<p>(4) 消費者連続講座の実施(経済労働局) 消費者を対象として、消費生活に関連する情報を提供する。 開催予定 3回</p>	<p>(4) 消費者連続講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 3回 ・参加者 191人 ・会場 生活文化会館(てくのかわさき) ・テーマ等 資料編3(P52)参照 	<p>◎ V 5</p>
<p>(5) 消費者教育講座の実施 <u>地域における消費者教育の推進及び地域の多様な主体等との連携・協働により、地域社会における消費者問題解決力の強化を推進するため、各区で高齢者を見守る地域包括支援センター職員等を対象とした消費者教育講座を実施する。</u> 開催予定 13回</p>	<p>(5) 消費者教育講座の実施 <u>地域の高齢者等を消費者被害から守ることを目的に、教職員研修や各区の地域包括支援センターとの意見交換会等を実施し、消費者行政センターに寄せられる消費者相談の事例、問題点、課題について説明し、今後の関係機関との連携のあり方を検討した。</u> <u>テーマ①</u> <u>『自立した消費者』を育成する消費者教育の推進</u> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 1回 <u>テーマ②</u> <u>「高齢者の消費者被害を未然防止するために」</u> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 9回 ・開催場所 各区役所、地域包括支援センター ・参加者 各区職員、地域包括支援センター職員、警察官、社会福祉協議会職員、民生委員等 </p>	<p>◎</p>
<p>(6) 市場体験教室等の開催(経済労働局) 市民の台所として生鮮食品等を安定供給している中央卸売市場北部市場及び地方卸売市場南部市場から、食を中心とした市場の役割や機能等について、知識の啓発を行う。 講習会・講座 【北部市場】 <ul style="list-style-type: none"> ・おやこ花育教室 2回/年 (フラワーアレンジメント体験、市場見学等) ・夏休みこども食育講座 1回/年 (北部市場のプロから学ぶ・市場見学他) ・市場体験教室 2回/年 (寿司講座1回、野菜講座1回) </p>	<p>(6) 市場体験教室等の開催 講習会・講座 【北部市場】 <ul style="list-style-type: none"> ・おやこ花育教室 2回/年 (フラワーアレンジメント体験、市場見学等) ・夏休みこども食育講座 1回/年 (北部市場のプロから学ぶ・市場見学他) ・市場体験教室 2回/年 (寿司講座1回、野菜講座1回) 【南部市場】 <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み市場体験 2回/年 (市場内の見学、冷凍庫体験、フラワーアレンジメント等) ・南部いちば食鮮隊 5回/年 (場内事業者を講師として派遣し、食と花に関する情報を提供する講座) </p>	<p>◎</p>

平成 26 年度の事業概要	平成 25 年度の実績	実績 評価
<p>(7) 廃棄物の減量及び有効利用等の推進と啓発(環境局) 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指すため、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」に基づき、分別収集の徹底を図るとともに、市民に対する廃棄物の減量と再生利用等に関する普及啓発を行う。</p> <p>① 分別排出の徹底 ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装等の資源物の分別排出について周知・徹底を図る。</p>	<p>(7) 廃棄物の減量及び有効利用等の推進と啓発 プラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大及び普通ごみ収集回数の変更に関する広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での住民説明会等 1, 300回 参加人数 34, 278人 ・広報リーフレットの全戸配布(約68万世帯) ・資源物とごみの分け方・出し方の全戸配布 ・新聞紙面やラジオ放送等メディアを活用した広報 ・区役所、図書館、市バス、市内各駅などへのポスター掲出 ・7～8月の3のつく日に各区主要駅等でキャンペーンを実施(延べ40回) <p>① 分別排出の徹底 資源物の処理実績 (速報値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き缶の収集量 7, 879トン ・空きびんの収集量 11, 925トン ・ペットボトルの収集量 5, 149トン ・小物金属の収集量 2, 706トン ・ミックスペーパーの収集量 13, 306トン ・プラスチック製容器包装の収集量 9, 008トン <p>※ミックスペーパーは平成18年11月から約4,200世帯でモデル収集を開始し、平成23年3月から全市で実施。 プラスチック製容器包装の分別収集は、平成23年3月から川崎区、幸区、中原区で開始し、平成25年9月から全市で実施。</p>	<p>◎</p>

V 消費者啓発及び組織化の推進

実績
評価

平成26年度の事業概要

平成25年度の実績

② リサイクルコミュニティセンターの利用の推進
 廃棄物に係るリサイクル活動への市民の積極的な参加と実践活動による意識啓発の拠点として開設した橘リサイクルコミュニティセンターの利用の推進を図る。

② リサイクルコミュニティセンターの利用の推進 ③

リサイクル講座・教室等の開催

	対象
ごみ分別学習会	一般
川崎市現況報告会	一般
石けんづくり教室（固形）	一般
石けんづくり教室（粉）	一般
紙すき教室	一般
牛乳パック教室	一般
廃材の木工教室（中級）	一般
廃材の木工教室（初級）	一般
エコぞうり教室	一般
ミニぞうり教室	一般
古布のリフォーム教室	一般
裂き織り教室	一般
余り布で小物作り教室	一般
小さな機織り教室	一般
作品制作用具の貸し出し	一般
エコツアー	一般
出前講座・教室等	一般

リサイクル講座・教室等の開催

	件数	参加者数
ごみ分別学習会（一般）	12	40
ごみ分別学習会（小学生）	8	596
川崎市現況報告会（一般）	12	40
川崎市現況報告会（小学生）	8	596
石けんづくり（固形）一般	1	25
石けんづくり（固形）小学生	6	407
石けんづくり（粉）	0	0
紙すき教室（一般）	1	3
紙すき教室（小学生）	4	360
牛乳パック工作教室	12	84
廃材の木工教室	12	86
エコぞうり教室	34	160
ミニぞうり教室	8	12
古布のリフォーム教室	12	61
裂き織り教室	12	96
余り布で小物作り教室	12	85
小さな機織り教室	12	57
作品制作用具の貸し出し	1	—
エコツアー	2	81
出前講座・教室等	1	50

・リサイクルバザーの開催 1回

・リサイクルバザーの開催 1回

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価
<p>③ ごみ減量化・リサイクルに向けた普及啓発活動の実施 市民にごみ処理の現状を理解してもらい、ごみ減量化・リサイクルへの協力を得るための普及啓発活動を実施する。</p> <p>③-1 施設見学会の開催 ごみ処理施設やリサイクル施設の見学会を開催し、ごみ処理事情の理解を図る。</p> <p>③-2 3R推進講演会の開催 3Rに関する話題をテーマに開催し、環境に配慮した行動の実践を促進する。</p> <p>③-3 ごみの出し方冊子の配布 資源物とごみの分別ルールと排出マナーを分かりやすく記載したリーフレットを配布する。</p> <p>③-4 フリーマーケットの開催 市主催のイベント等において家庭で不要になったものを他の人に譲るなど、資源の有効利用を図る。</p> <p>③-5 「ごみゼロの日」啓発キャンペーン 5月30日の「ごみゼロの日」にちなみ市内主要駅頭において、ごみ減量化・リサイクル及びポイ捨て禁止を訴える。</p> <p>④ 生ごみ処理機等購入費への助成 生ごみの減量化・リサイクルを推進するため、生ごみコンポスト化容器・電動生ごみ処理機などの機器及び容器の購入費の一部を助成する。 平成26年度助成計画基数 約288基 助成額 購入金額の2分の1 (限度額20,000円) 1世帯1基まで(ただしコンポスト化容器・密閉容器については1世帯2基まで)</p> <p>⑤ 社会科副読本の作成 環境教育の一環として、児童期から廃棄物の収集・処理の過程及びごみ減量化・リサイクルの必要性等を理解してもらうために市内の全小学校を対象に社会科学習用補助教材を作成し、配布する。</p>	<p>③ ごみ減量化・リサイクルに向けた普及啓発活動の実施</p> <p>③-1 施設見学会の開催 開催実績 回数 12回</p> <p>③-2 3R推進講演会の開催 開催日 7月9日(火)・2月5日(水) 会場 川崎市総合福祉センター</p> <p>③-3 「資源物とごみの分け方・出し方」の作成 市内全世帯へ配付及び追加作製</p> <p>③-4 フリーマーケットの開催 開催日 11月2日(土) 会場 富士見球場</p> <p>③-5 「ごみゼロの日」啓発キャンペーン ごみ減量化・再資源化及びポイ捨て禁止等の呼びかけ及び清掃活動 実施日 5月30日(木)</p> <p>④ 生ごみ処理機等購入費への助成 助成基数 439基</p> <p>⑤ 社会科副読本の作成 市内小学校等 124校 作成冊数 13,700冊</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価												
<p>⑥ 事業系一般廃棄物の減量化等に向けた指導 事業系一般廃棄物多量排出事業者に対し、減量等計画書及び一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書の提出、廃棄物管理票の使用を指導するとともに、同準多量排出事業者には、減量等計画書を提出させて、減量化・資源化の指導を実施していく。</p> <p>⑦ 廃棄物減量指導員制度との連携 地域におけるボランティア・リーダーとして、また、市と市民とのパイプ役として、ごみ減量化・リサイクルの一翼を担う廃棄物減量指導員の活動の活性化を図り、地域の環境美化及びごみの減量に取り組む。 また、廃棄物減量指導員連絡協議会の充実を図り、指導員相互の連携を強化する。</p> <p>⑧ リサイクルエコショップ制度の拡充 廃棄物の再利用・再生利用等に積極的に取り組む商店等をリサイクルエコショップに認定して当該店の利用を推奨する本制度を拡充する。</p> <p>⑨ 資源集団回収の推進 町内会・自治会、PTA等の資源集団回収実施団体に対し、回収量1kgにつき、3円の奨励金を、また、回収業者には、回収量1kgにつき1円の報償金を交付し、資源集団回収の促進を図る。 また、回収業者等で組織される川崎市資源集団回収事業連絡協議会を運営し、回収業者等への支援・育成を図る。 対象資源化物 古紙類、古布類、空びん類 計画回収量 51,000トンを以上</p> <p>⑩ 環境教育・環境学習の実施 3Rの普及啓発に向けて、生活環境事業所職員が講師となり、ごみ処理の実情や資源物とごみの正しい出し方などの説明を行う取組として、小学校を対象とした「出前ごみスクール」、町内会・自治会等の集会や地域のイベントなどを対象とした「ふれあい出張講座」を実施する。</p>	<p>⑥ 事業者への協力の要請</p> <table border="1" data-bbox="865 320 1398 551"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象事業者数</th> <th>減量等計画書提出事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者</td> <td>306</td> <td>273</td> </tr> <tr> <td>準多量排出事業者</td> <td>989</td> <td>789</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,295</td> <td>1,062</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦ 廃棄物減量指導員制度との連携 廃棄物減量指導員 1,881名(H26.3現在) 活動状況実績 ・ごみ減量に係る普及啓発活動 ・資源集団回収等のリサイクル活動への参加及び協力 ・ごみの分別排出方法や排出日の遵守について ・地域住民の廃棄物行政に関する意見、要望連絡等の情報提供及びアンケートへの協力 ・各区廃棄物減量指導員連絡協議会への出席</p> <p>⑧ リサイクルエコショップ制度の拡充 リサイクルエコショップ認定店 382店舗（1商店街含む）</p> <p>⑨ 資源集団回収の推進 回収量（平成25年1月～12月） 合計 47,999トンを (内訳) 古紙類 47,020トンを 古布類 970トンを 空びん類 9トンを</p> <p>⑩ 環境教育・環境学習の実施 ・出前ごみスクール 107回 ・ふれあい出張講座 76回</p>		対象事業者数	減量等計画書提出事業所数	多量排出事業者	306	273	準多量排出事業者	989	789	計	1,295	1,062	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>
	対象事業者数	減量等計画書提出事業所数												
多量排出事業者	306	273												
準多量排出事業者	989	789												
計	1,295	1,062												

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価
<p>(8) 地球温暖化対策・節電対策に係る啓発（環境局） 「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」及び「地球温暖化対策推進計画」に基づき、「CCかわさきエコ暮らし」をキャッチフレーズとして環境に配慮したライフスタイルへの転換を促す取組を推進していく。 また、「川崎市電力需給対策推進基本方針」に基づき、市民・事業者・行政が一体となり、節電対策を推進する。</p> <p>① 地球温暖化対策の推進 市民、事業者、行政等多様な主体が連携し、「川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）」等を通じて、地球温暖化対策を推進する。 また、川崎市地球温暖化防止活動推進センター・地球温暖化防止活動推進員が連携・協働して、エコショッピング・クッキング等のグリーンコンシューマー活動、省エネの推進、再生可能エネルギーの普及等に関する実践活動を推進していく。</p> <p>② 節電に関する取組 市民・事業者への普及啓発や支援策などを引き続き実施し、無理なく節電を行う「スマートライフスタイル」への転換を促進していくことで、地球温暖化対策へ繋げていく。 また、周辺自治体と連携し、啓発キャンペーンを実施する。</p>	<p>(8) 地球温暖化対策・節電対策に係る啓発 「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」及び「地球温暖化推進計画」に基づき、「CCかわさきエコ暮らし」をキャッチフレーズとして環境に配慮したライフスタイルへの転換を促す取組を推進した。 また、「川崎市電力需給対策推進基本方針」に基づき、市民・事業者・行政が一体となり、節電対策を推進した。</p> <p>① 地球温暖化対策の推進 市民、事業者、行政等多様な主体が連携し、「川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）」等の活動を通じて、地球温暖化対策を推進した。 また、川崎市地球温暖化防止活動推進員及び川崎市地球温暖化防止活動推進センターと連携し、エコショッピング・クッキング等のグリーンコンシューマー活動、省エネの推進、再生可能エネルギーの普及等に関する実践活動を推進した。</p> <p>② 節電に関する取組 市民・事業者への普及啓発や支援策などを実施し、無理なく節電を行なう「スマートライフスタイル」への転換を促進していくことで、地球温暖化対策へ繋げる取組を推進した。 また、周辺自治体と連携し、電力需要の高まる夏季・冬季を中心に節電キャンペーンを実施した。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価
<p>(9) 環境教育（環境局）</p> <p>川崎市のめざすべき環境像である「環境を守り自然と調和した活気あふれる持続可能な市民都市かわさき」を実現し、地域・地球環境の保全のために、主体的かつ積極的に行動できる市民を育成することを目的とした地域環境リーダー育成講座を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域環境リーダー育成講座 <p>地域や職場で環境保全活動等を率先して行うことのできる人材の育成。</p> <p>実施期間 6月～10月（全10回） 定員 30名 対象 市内在住又は在勤の18歳以上の方</p>	<p>(9) 環境教育</p> <p>川崎市のめざすべき環境像である「環境を守り自然と調和した活気あふれる持続可能な市民都市かわさき」を実現し、地域・地球環境の保全のために、主体的かつ積極的に行動できる市民を育成することを目的とした地域環境リーダー育成講座を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域環境リーダー育成講座 <p>地域や職場で環境保全活動等を率先して行うことのできる人材の育成。</p> <p>実施期間 6月～11月（全10回） 講座修了者数 16名</p>	◎
<p>(10) 食育推進地域活動事業（健康福祉局）</p> <p>第3期川崎市食育推進計画（平成26年3月策定）推進のために、家庭、学校、地域等さまざまな分野との連携のもと、すべての年代の市民に食育を推進し、「健康都市かわさき」の実現をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育のイベント、講演会、教室等を実施 ・さまざまな場面で食育を担う栄養士等の研修会を実施 	<p>(10) 食育推進地域活動事業</p> <p>推進目標達成のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食の重要性及びバランスのよい食生活普及のための講習会やイベントの開催 ・各区役所保健福祉センター、健康福祉局健康増進課等で講習会やイベントを実施 	◎
<p>(11) 学校における消費者教育の充実</p> <p>① 消費者教育の指導の充実（教育委員会）</p> <p>消費者教育は、学習指導要領にも示されているとおり、社会において主体的に生きる消費者を育む視点から、児童生徒が、消費者として必要な知識や技能を身に付け、持続可能な社会における生活の営みへの足掛かりとなる能力と態度を育てることをねらいとしている。そこで、各学校では、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等での消費者教育の充実を図るとともに題材開発等に取り組む。</p> <p>また、市内小学校・中学校の家庭科の教員を中心に学習指導要領の小学校家庭科、中学校技術・家庭科（家庭分野）の「身近な消費生活と環境」の内容の周知を図る。</p>	<p>(11) 学校における消費者教育の充実</p> <p>① 消費者教育の指導の充実</p> <p>消費者教育の内容を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の学習に取り入れ、実験・調査・ロールプレイングなどの体験的・実践的な活動を通して、ものや資源を大切にだけでなく、有効に活用する方法やより望ましい価値判断をし、行動することができる児童生徒の育成を目指し、指導の充実に努めた。</p> <p>また、市内小学校・中学校の家庭科の教員を中心に教育課程研究会や各教科等において、新しい学習指導要領の小学校家庭科、中学校技術・家庭科（家庭分野）の「身近な消費生活と環境」の内容の周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導事例集に消費者教育の実践と課題について取り扱い、各教科における取組と指導の工夫を掲載した。 	◎

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績評価
<p>② 指導者の育成（教育委員会） 学校訪問や教育課程研究会等において、消費者教育の課題と現状を共通理解することにより、学校における消費者教育の普及と充実を図る。</p> <p>③ 消費者教育用電子教材の活用促進 （経済労働局・教育委員会） 若者向けに寸劇・啓発ソング等を収録したDVDを作成し、市内教育機関へ配布する。</p>	<p>② 指導者の研修の充実 学校教育における消費者教育の充実、及び消費者問題についての意識の向上を図るため、教職員を対象に研修を実施した。 ・川崎市総合教育センターにおける研修テーマ「消費者教育の実践について」</p> <p>③ 消費者教育用電子教材の活用 教育委員会との連携により、中学校向け消費者教育教材を市立中学校に配布し、技術・家庭科（家庭科分野）の授業や総合的な学習の時間での活用促進を図った。 市立中学校 51校</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>
<p>3 消費者団体等の組織化の推進</p> <p>(1) 消費者団体の育成及び生活協同組合（経済労働局）</p> <p>① 消費者団体の育成 消費者団体の自主的な活動を援助するとともに、各消費者団体間の連携を推進する。 ・消費者団体の活動状況を発表する場の提供 ・消費者団体主催の講演会への講師派遣 ・市・消費者団体連絡会の開催 ・消費者団体への情報の提供 ・消費者団体への研修場所の提供</p> <p>② 生活協同組合の育成 生活協同組合の実態把握のため、組合の存立及び市施策に係る生協事業に関わる書類及び店舗、医療施設、介護保険法等に伴う福祉施設の開設など市の施策に係る書類について県への経由事務を行う。</p> <p>(2) 食育推進協議会事業（健康福祉局） ・川崎市食育推進会議・食育推進会議部会 食育関係団体や企業の代表等の委員により食育に関する審議を行い、連携して市における食育の推進を図るための体制づくりを進める。 ・区食育推進分科会 各区健康づくり推進会議の分科会として設置した食育関係団体の代表を委員とする食育推進分科会において、団体等が連携して区の特性を活かした食育に取り組める体制づくりを図る。</p>	<p>3 消費者団体等の組織化の推進</p> <p>(1) 消費者団体の育成及び生活協同組合</p> <p>① 消費者団体の育成 ・消費生活展での活動状況の紹介 9団体 ・講師派遣 4回 ・消費者団体連絡会の開催 2回 ・適宜消費者団体へ情報を提供した。 ・消費者行政センター研修室の貸出 4回</p> <p>② 生活協同組合の育成 申請書 2件 ・定款変更許可申請書 1件 ・組合員外利用許可申請書 2件 届出 8件 ・総代会終了届 4件 ・役員就任及び退任届 1件 ・常任役員変更届 1件 ・役員登記完了届 1件 ・役員選挙届 1件</p> <p>(2) 食育推進協議会事業 ・川崎市食育推進会議の開催 1回 ・川崎市食育推進会議部会の開催 2回 委員の推薦団体が連携して、食育推進事業を実施 ・区食育推進分科会 各区 2回 各区の特性に合わせた食育の取組を委員の推薦団体が連携して実施</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>